

関原発第232号
2022年7月1日

経済産業大臣
萩生田 光一 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

大飯発電所第4号機 特定重大事故等対処施設設置工事に係る
使用前検査申請書の記載内容変更について

2021年5月12日付け関原発第75号で申請（2022年5月30日付け関原発第114号で申請書の記載内容変更）しました大飯発電所第4号機特定重大事故等対処施設設置工事に係る使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前検査申請書

大飯発電所第4号機

使用前検査申請書番号

関原発第75号(2021年5月12日)

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第114号(2022年5月30日)

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

代表者の氏名 執行役社長 森本 孝

(下線部は変更部分)

2022年5月30日付け関原発第114号の申請書記載事項

検査希望年月日	(一号) 自 2021年 6月18日 至 2022年 8月 <u>1日</u>
	(五号) 自 2022年 4月 至 2022年 8月 <u>1日</u>
使用開始予定年月日	2022年 8月 <u>1日</u>
原子炉等規制法第43条の3の11第1項 の検査のための申請をした場合は、その年 月日	2021年 5月12日 2021年 6月29日 2021年 9月 3日 2022年 1月27日 2022年 2月 7日 2022年 3月15日 2022年 5月30日

(下線部は変更部分)

(変更後)

代表者の氏名 執行役社長 森 望

(下線部は変更部分)

検査希望年月日	(一号) 自 2021年 6月18日 至 2022年 8月 <u>10日</u>
	(五号) 自 2022年 4月 至 2022年 8月 <u>10日</u>
使用開始予定年月日	2022年 8月 <u>10日</u>

原子炉等規制法第 43 条の 3 の 11 第 1 項 の検査のための申請をした場合は、その年 月日	2021年 5月12日
	2021年 6月29日
	2021年 9月 3日
	2022年 1月27日
	2022年 2月 7日
	2022年 3月15日
	2022年 5月30日
	<u>2022年 7月 1日</u>

(下線部は変更部分)

2. 2 添付資料－1 工事の工程に関する説明書
添付資料－1 のとおり

2. 3 添付資料－2 工事の工程における放射線管理に関する説明書
変更なし

変更理由

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 15 条第 3 項の規定による使用前確認申請書の記載内容変更についての提出に伴い、「原子炉等規制法第 43 条の 3 の 11 第 1 項の検査のための申請をした場合は、その年月日」の申請日を追加し、検査工程の見直しに伴い、「検査希望年月日」および「使用開始予定年月日」を変更する。

また 2022 年 6 月 28 日付けをもって当社執行役社長が交代したため、「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」の代表者の氏名を変更する。

<添付資料>

1. 「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

2022年5月30日付け関原発第114号の申請書記載事項

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2021年												2022年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
特定重大事故等対処設備設置工事 原子炉冷却系統設備 計測制御系統設備 原子炉格納施設	工事期間 																							
	△ 使用前検査（一号） 																							
													▲ 使用前検査（五号）											

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能検査

(変更後)

添付資料－ 1

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2021年												2022年							
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
特定重大事故等対処設備設置工事 原子炉冷却系統設備 計測制御系統設備 原子炉格納施設	工事期間																			
	←												→							
													△ 使用前検査（一号）							
													▲ 使用前検査（五号）							

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能検査

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、使用前検査申請書中「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」とあるのは「原子炉等規制法第43条の3の11第3項の確認のための申請をした場合は、その年月日」と読み替えるものとする。